

総会議事録（第3回）

1 開催日時 令和6年6月26日（水）14時15分～15時40分

2 開催場所 大会議室

3 出席委員（36名）

○農業委員（19名）

会長 15番 川本 康代

1番 浅井 和巳	2番 城山 正巳	3番 原口かよ子	4番 山口 明美
5番 田川 康浩	6番 渡邊 重徳	7番 一瀬 晃	8番 福田 文夫
9番 川副 博司	10番 朝長 洋市	11番 田添 利弘	12番 高見 健
13番 渡邊 和秋	14番 富岡 勝真	16番 山田 武人	17番 岩崎 義秀
18番 児玉 賢治	19番 梶原 茂		

○農地利用最適化推進委員（17名）

1番 岩崎 照美	2番 松尾 慎二	3番 小野 重幸	4番 小川 國治
5番 笠寺 幸雄	6番 富浦 春男	7番 林 敏弘	8番 藤本 雅彦
9番 山浦 弘之	10番 山上 傳	11番 井本 忠之	12番 井川 春彦
13番 久保 和幸	14番 瀬戸口裕子	16番 野田 善則	17番 山本 治義
19番 山口 周次			

4 欠席委員（2名）

○農業委員（0名）

○農地利用最適化推進委員（2名）

15番 森 良広 18番 小川 良一

5 議 題 報告第1号 農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件
報告第2号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件
第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件
第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件
第5号議案 非農地通知申出書による非農地通知の件
第6号議案 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の件
第7号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件
第8号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件
報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）
報告第4号 納税猶予に係る特例農地等利用状況確認報告書について（相続税）

6 事務局 局長 長石 弘顕
課長補佐 前田 哲弘

職員 下條 秀政 中野 孝亮 梶原 良太

1 開会

○事務局長

ただいまから「令和6年度第3回農業委員会定例総会」を開会します。

それでは、総会の開会にあたり、農業委員会 川本 康代会長がご挨拶申し上げます。

2 会長挨拶

3 総会成立の報告

○議長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局

出席委員は、定足数に達しております。

15番 森 良広推進委員、18番 小川 良一推進委員から欠席の届出があります。

13番 渡邊 和秋農業委員から遅刻の届出があります。

4 議事録署名人指名

○議長

次に、本日の議事録署名人を、3番 原口かよ子農業委員、17番 岩崎義秀農業委員にお願いします。

5 議事

○議長

それでは、お手元の議案書を基に、議案の審議に入ります。なお、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。

議案書をお開きください。タブレットも合わせて見ていきたいと思います。

1ページ。報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、今村町の農地、地目 田、合計面積4,249㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、3条2番と関連があります。

2番三浦、今村町の農地、地目 田、面積2,324㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

3番三浦、今村町の農地、地目 田、面積1,352㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

2ページをお願いします。

4番三浦、今村町の農地、地目 畑、合計面積2,100㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、3条4番と関連があります。

5番竹松、竹松町の農地、地目 田と畑、合計面積1,945㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、3条5番と関連があります。

○議長

報告第1号について、ご意見等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第1号を終わります。

次に、3ページ。報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、今村町の農地、地目 田、面積700㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、3条2番と関連があります。

2番三浦、今村町の農地、地目 田、面積2,324㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

3番三浦、今村町の農地、地目 田、面積1,352㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

4番三浦、今村町の農地、地目 田、面積562㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、3条2番と関連があります。

5番三浦、今村町の農地、地目 田、合計面積2,987㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、3条2番と関連があります。

4ページをお願いします。

6番鈴田、中里町の農地、地目 田、合計面積8,091㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

7番萱瀬、宮代町の農地、地目 田、合計面積12,431㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

○議長

報告第2号について、ご意見等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第2号を終わります。

次に、5ページ。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、今村町の農地、地目 畑、合計面積1,293㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が、贈与により農地を譲り受けるものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振農用地と農振内農用地外の農地で。取得後の畑は、普通野菜とみかん栽培を計画しています。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

地図に出ている場所の手前に舗装した道があります。そこに譲渡人の両親が住んでおられました。現在、譲渡人は市外在住になっています。次の3条2番の譲受人が、何回も通われていて。譲渡し人は高齢であり全部譲りたいという話です。

3条1番は、この方の親類で先ほど説明したみかん畑の下の方は、ご両親が生姜を作られていました。今度は、夫婦で農地をやるということで申請されていますので、何ら問題ないと思いますので、皆さんの審議をよろしくお願いします。

○議長

1番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番三浦は許可することとします。

続いて、2番三浦を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

今村町の農地、地目 田、合計面積4, 239㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が、規模拡大のため売買により農地を譲り受けるものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。全て農振農用地です。取得後の田は、水稻を計画しています。

○議長

それでは、2番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

この土地は、4年前に集積を行ったところです。譲受人である、今耕作されている方に譲り渡されるということで安心しています。支障ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長

2番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番三浦は許可することとします。

続いて、3番三浦を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

今村町の農地、地目 畑、合計面積424㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が、贈与により農地を譲り受けるものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。全て農振内農用地外です。取得後の畑は、みかん栽培を計画しています。

○議長

それでは、3番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

譲受人は親戚です。譲受人の父親の代から管理をされていますので、問題ないと見てまいりました。よろしくお願いします。

○議長

3番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、3番三浦は許可することとします。

続いて、4番三浦を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

今村町の農地、地目 畑、面積2,463㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が、規模拡大のため売買により農地を譲り受けるものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振農用地です。

取得後の畑は、普通野菜を計画していますが、数年後に畜舎の建築を計画されています。

○議長

それでは、4番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

譲渡人は高齢になられて、今息子さんが管理をされているということです。譲受人は若い農業者で、養豚を大規模にやっておられます。また、青年農業者としても精力的に活動しておられて、今後の大村の農業を牽引していく方である。譲受人もしっかりした方なので、何ら問題はないと思います。ご審議をよろしくお願いします。

○議長

4番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、4番三浦は許可することとします。
続いて、5番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

竹松町の農地、地目 田と畑、合計面積1,945㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が、贈与により農地を譲り受けるものです。
場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振外の農地です。
取得後の田は、水稻を計画しています。

○議長

それでは、5番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

事務局が説明されたとおりです。長年、譲受人が耕作されている農地で、今年も水稻を作付けされています。農業を続けるということですので、何ら支障はないと思います。ご審議をお願いします。

○議長

5番について、何かご意見・ご質問はありませんか。
<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。
5番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、5番竹松は許可することとします。
次に、6ページ。第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請の件」1番西大村を議題とします。

ここで、お諮りします。1番西大村は、8ページの第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」10番西大村と関連がありますので、一括して審議することに、ご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番西大村、第3号議案10番西大村は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

まず、6ページからご説明します。

1番西大村、古町1丁目の農地、地目 畑、面積386㎡。併用地である、申請者所有の宅地を含む全体面積は、426.23㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、申請者が隣地の分譲宅地開発に宅地を売却するため、自己住宅木造平屋建を建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土0.6m、盛土最高0.6m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、東側開発地道路側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地はありません。

資金については、預金残高証明及び預金通帳の写しを確認しています。

8ページをお願いします。第3号議案10番西大村、古町1丁目の農地、地目 畑、面積477㎡。併用地である、譲渡人の宅地を含んだ全体面積は、2,118.23㎡です。申請者は記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地7区画、道路等を造成する計画です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.6m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、開発地道路側溝から北西側の市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地はありません。資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、1番及び第3号議案10番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

事務局から説明があった場所です。この図面の真ん中の家を解体して、このような形で分譲される申請でがあります。日曜日に、地区委員と見に行っていました。周りには、農地はなく、問題はないというふうに判断しました。よろしくお願いいたします。

○議長

1 番西大村及び第3号議案10番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。
<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1 番西大村及び第3号議案10番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1 番西大村及び第3号議案10番西大村は、許可相当とします。
次に、7ページ。第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

○事務局

1 番三浦、今村町の農地、地目 畑、面積394㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、使用貸借です。

本件は、使用借人が自己住宅木造平屋建を建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.8mで法面保護をするとしています。雨水排水は東側市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、西側と南側に使用貸人の畑があります。

資金については、住宅融資事前審査の結果通知を確認しています。

○議長

それでは、1 番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

昨日委員5名で現地確認に行っていました、特に支障もないと判断しています。ご審議のほどお願いします。

○議長

1 番三浦について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1 番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番三浦は、許可相当とします。

続いて、2番三浦を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

今村町の農地、地目 畑、面積678㎡。一般住宅の500㎡の超過理由書では、法面、通路を除き有効面積は391㎡であり妥当性が認められます。譲渡人の宅地の一部を含んだ計画面積は、461.4㎡です。

申請人は、記載のとおりです。契約は、贈与です。

本件は、受贈者の両親、祖母を見守りながら農業を受継ぐため木造平屋建を建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、擁壁を設けるとしています。雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、北側と南側に贈与者の畑があります。

資金については、住宅融資事前審査の結果通知を確認しています。

○議長

それでは、2番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

譲受人は、譲渡人の息子さんで、このお父さんは4年前に集積した一番の功労者でということで、父親が出来なくなったら私がしますということを確認をしてまいりました。

南側が少し高い法面になっていて、コンクリートを積んで補強をされます。北東側は、メッシュを張ってコンクリートの吹付をするということでお話を聞いています。下水道は自宅のそばに通っていますので、そこに汚水、生活雑排水は流すということです。雨水は、道路側溝がありますので問題なしということで判断してまいりました。皆さんの審議をよろしくをお願いします。

○議長

2番三浦について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番三浦は、許可相当とします。

続いて、3番鈴田を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

陰平町の農地、地目 田、合計面積240㎡。併用地である、譲渡人の宅地を含んだ全体面積は、630.08㎡です。申請人は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が、集合住宅1棟を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.7m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、西側既存道路側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地が、北と東側にあります。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、3番について、鈴田地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○鈴田地区委員

先日20日に、鈴田地区6名で現地を見てきました。空き家が1軒と畑は全部荒地でしたので、近所の人に尋ねましたら、支障ないとのことでした。特に、問題ないと思います。

○議長

3番鈴田について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番鈴田について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番鈴田は、許可相当とします。

続いて、4番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

木場2丁目の農地、地目 田、面積1,593㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人である建設会社の資材置き場を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高4.6m、法面保護をすることとしています。雨水排水は、自然流下で西側既存水路へ道路側溝への放流。土地利用計画図ある、プレハブ2棟、現場用トイレは資材として置くもので、現地での利用はないため汚水、生活雑排水は発生しません。隣接農地は、ありません

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、4番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

この土地はもう最後の農地でした。周りは住宅地になっておりまして、何ら支障がないと見てまいりました。皆さんご審議をお願いします。

○議長

4番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番大村は、許可相当とします。

続いて、5番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

徳泉川内町の農地、地目 畑、面積236㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は売買です。

本件は、譲受人が、建築条件付き売買予定地 1 区画を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第 2 種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高 2.5m。雨水排水は、南側の既存水路に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地は、南側に譲渡人の農地があります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、5 番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

この場所は、周りに住宅が建っておりまして、何ら支障がないと見てまいりました。皆さんご審議をお願いします。

○議長

5 番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5 番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5 番大村は、許可相当とします。

次の 6 番大村では、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定による議事参与の制限に該当する委員がおられます。該当する委員の退室をお願いします。

<該当委員 退室>

○議長

それでは、6 番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

久原 2 丁目の農地、地目 畑、合計面積 220㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が、自己住宅木造 2 階建を建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、西側の市道側溝への放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接農地は、ありません。

資金については、住宅融資事前審査の結果通知を確認しています。

○議長

それでは、6番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

周りに農地はなく、すべて住宅地になっています。それで雨水排水の問題なく、特に支障がないと見てまいりました。

○議長

6番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

6番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、6番大村は、許可相当とします。

ここで、該当する委員の入室を許可します。

<該当委員 入室>

○議長

続いて、7番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

武部町の農地、地目 畑、面積468㎡。併用地である、譲渡人の宅地、公衆用道路を含んだ全体面積は、800.93㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が集合住宅1棟を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、透水性舗装を施すとしています。雨水排水は、北側市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地が、東側にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、7番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

現地は、農地が隣にありますけども、ほかは宅地で支障はありません。農地は反対側から入って来れる状態です。特に問題ないと判断してまいりました。ご審議をよろしくお願いします。

○議長

7番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

7番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、7番大村は、許可相当とします。

続いて、8番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

三城町の農地、地目 田、合計面積182㎡。併用地である、贈与者の宅地の一部を含む全体面積は、231.1㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は贈与です。

本件は、受贈者が、自己住宅木造平屋建を建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、西側の市道側溝への放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地が、西側にあります。

資金については、住宅融資事前審査の結果通知を確認しています。

○議長

それでは、8番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

事務局の方から説明があったとおりです。横に畑がありますけども、ほとんど何も作っておられない状況で、5人で確認して結果は何も問題ないと思っております。皆様、ご審議お願いいたします。

○議長

8番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

8番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、8番大村は、許可相当とします。

続いて、9番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

玖島2丁目の農地、地目 田と宅地、現況 畑、合計面積944.43㎡。申請者は記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地4区画、道路等を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土0.3mから1.87m、盛土0.2mから0.47m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、溜枡を設け南側の市道側溝に放流。污水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地は譲渡人の農地が東側にあります。資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、9番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

少し補足説明をいたします。ここは、譲渡人さんが高齢で、現在長男さんがイチゴの栽培をされています。ハウスの上、北側は第1期工事で、今住宅地になっています。今回は、2期工事ということで、ハウスを半分にされる予定です。下は、南側は市道、右側は譲渡人の農地ですので、何ら問題ないと思います。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

9番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

9番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、9番大村は、許可相当とします。

続いて、11番西大村を議題とします。ここで、お諮りします。11番西大村は、8ページの第4号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」1番西大村と関連がありますので、一括して審議することに、ご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、11番西大村、第4号議案1番西大村は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

まず、9ページからご説明します。

第4号議案1番西大村、上諏訪町の農地、地目 田 現況は畑、合計面積244㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、当初転用者が昭和49年に転用許可を受け、当初借家を建築する予定でしたが、理由については、許可後に家族と本人の病気により資金繰りが悪くなり、その後資材高騰により資金調達が困難となった事を確認しています。今回継承者が建売住宅を建築する変更承認申請です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

8ページをお願いします。11番西大村、申請地、申請者は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が、建売住宅木造2階建2棟を建築する計画です。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。

被害防除計画では、現状のまま利用。既存石積みを改修するとしています。雨水は南側の道路側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣地農地は、あ

りません。資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、11番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

この圃場は、以前から防草シートを敷いて、雑草を抑えるような感じで管理してきたところになります。もう周りは既に宅地になっておりますので、何ら問題はないと思われます。ご審議をお願いします。

○議長

11番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

11番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、11番西大村は、許可相当とし、第4号議案1番西大村は、承認相当とします。

続いて、12番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

上諏訪町の農地、地目 田、209㎡。申請者は記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地1区画を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土最高1.0m、盛土なし、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、北側の市道側溝への放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接農地が、北側を除く3方にあります。資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、12番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

先月 23 日に、地区の委員で現地を確認しています。申請地は北側が市道に接して、西側が宅地に接しています。南側が果樹園になってるのですが、ここは申請地が一段低くなっていて、問題ないだろうと現地を視て来ております。皆様のご審議よろしくお願いします。

○議長

12番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

12番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、12番西大村は、許可相当とします。

続いて、13番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

富の原2丁目の農地、地目 畑、322㎡。申請者は記載のとおりです。契約は贈与です。本件は、受贈者が自己住宅木造平屋建を建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.3m、土留め工事を施すとしています。雨水排水は、東側の道路側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地が、北と西側にあります。資金については、住宅融資事前審査の結果通知を確認しています。

○議長

それでは、13番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

事務局から説明があったとおりです。昨日、竹松地区の農業委員推進委員で現地を調査してまいりました。周りは、大分宅地化が進んでおりますが、隣接する農地が、北側また西側にあります。計画では、盛土が最高0.3mですし、土留め工事とそれから周辺にはコンクリートブロックを設置するということです。隣接する農地への影響はないというふうに判断をしてまいりました。以上です。

○議長

13番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

13番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、13番竹松は、許可相当とします。

続いて、14番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

草場町の農地、地目 畑、208㎡。併用地である、譲受人所有の雑種地（通路の計画地96㎡）を含む全体面積は304㎡です。申請者は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が経営する、ペットのブリーダー及び販売業の事務所を建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、東側の里道水路への放流。汚水、生活雑排水は発生しません。隣接農地が、西側にあります。資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、14番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○福重地区委員

今説明があった件については、6月24日に福重地区の委員で現地を確認しました。申請地の利用については現状のままの利用。そこにプレハブの事務所を建てて使用をする。申請地の周りについては、譲受人の所有地で周りに農地はありません。雨水処理については東側に水路があります。生活排水については発生しないとのことですので、被害等およびおそれはないと確認をまいりました。以上です。

○議長

14番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

14番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、14番福重は、許可相当とします。

次に、10ページ。第5号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、今村町の農地、地目 畑、合計面積296㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出書によると、現地は自然荒廃により山林化しているとしています。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地外の農地です。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

先月何力所か申請が上がりましたが、同様に今月申請が上がっておりますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長

1番三浦について、何かご意見・ご質問はありませんか。

○委員。

どのくらい山林になっている状況ですか。

○三浦地区委員

中山間事業で一部伐採をしました。道を通る時に、下から来る車が見えないということで、2年前に伐りました。それで、現地の斜長を見ると法面の状態であります。そこでおそらく畑はできませんので、よろしくお願いします

○議長

それでは、お諮りします。

1番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1 番三浦は、非農地と判断し、これを通知することとします。

次に、11 ページ。第6号議案「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1 番鈴田 中里町の農地、地目 田、面積2,828㎡、売渡し申込者、買受け申込者、及び所有権移転の権利の内容は記載のとおりです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地です。

申出書によると、買受申込者は取得後、水稻を計画しています。

以上、1 番の買受申込者は、認定農業者であり、経営状況から、農業経営基盤強化促進法附則(令和四年五月二七日法律第五六号)の第5条第2項の規定に該当するものです。

○議長

それでは、1 番について、鈴田地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○鈴田地区委員

ここは、買受け申込者が4、5 年前から耕作され水稻を作っておられます。今年になって綺麗に片づけられまして、2反くらいの田んぼを持っております。譲渡人は高齢であり、後継者はいないと言っておられます。買受人は、認定農業者になっておられますし、この他にも農地を借りて耕作されており、意欲的に農業をしています。特に、問題はないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

○議長

1 番鈴田について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1 番鈴田について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1 番鈴田を承認することとします。

次の2 番萱瀬では、「農業委員会等に関する法律」第31 条の規定による議事参与の制限に該当する委員がおられます。該当する委員の退室をお願いします。

<該当委員 退室>

○議長

それでは、2番萱瀬を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番萱瀬 宮代町の農地、地目 田、面積1, 115㎡、売渡し申込者、買受け申込者、及び所有権移転の権利の内容は記載のとおりです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地です。

申出書によると、買受申込者は取得後、水稻を計画しています。

以上、2番の買受申込者は、認定農業者であり、経営状況から、農業経営基盤強化促進法附則(令和四年五月二七日法律第五六号)の第5条第2項の規定に該当するものです。

○議長

それでは、2番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○萱瀬地区農業委員・推進委員（田添委員）

ここは、今説明がありましたように、国道の道上の少し高台になっています。買受人につきましては、この土地の隣を所有されています。譲渡人の夫婦は、3、4年前から耕作するのは不可能ということで、買受人に打診をされていた様です。

そうということで、何ら問題はないと判断をいたしましたので、皆さん方のご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

2番萱瀬について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番萱瀬について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番萱瀬を承認することとします。

ここで、該当する委員の入室を許可します。

<該当委員 入室>

○議長

次に、12ページ。第7号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」

を議題とします。

ここで、お諮りします。本議案は、14から15ページまでの、第8号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第7号議案及び第8号議案は一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第7号議案、及び第8号議案の農用地利用集積計画の借入申込者及び農用地利用集積等促進計画の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社です。集積計画の貸付申込者と促進計画の借入申込者が参照しやすいように、資料1を配布していますので、議案と併せてご覧ください。

資料1の1番から12番までは、第7号議案の1番鈴田、第8号議案の1番鈴田です。

利用権を設定する農地及び設定する権利は、記載のとおりで、促進計画の借入申込者は、みかん栽培を計画しています。

資料1の13番から16番までは、第7号議案の2番西大村、3番及び4番竹松、第8号議案の2番大村・竹松です。

利用権を設定する農地及び設定する権利は、記載のとおりで、促進計画の借入申込者は、普通野菜を計画しています。

資料1の17番は、集積済みの農地で、第8号議案の3番萱瀬です。

利用権を設定する農地及び設定する権利は、記載のとおりで、促進計画の借入申込者は、水稻を計画しています。

資料1の18は、第7号議案の5番福重、第8号議案の4番福重です。

利用権を設定する農地及び設定する権利は、記載のとおりで、促進計画の借入申込者は、普通野菜を計画しています。

資料1の19は、第7号議案の6番福重、第8号議案の5番福重です。

利用権を設定する農地及び設定する権利は、記載のとおりで、促進計画の借入申込者は、西洋野菜を計画しています。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第7号議案及び第8号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第7号議案及び8号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第7号議案は承認することとし、第8号議案については、計画のとおり要請することとします。

次に、16ページ。報告第3号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）」を事務局から、説明をお願いします。

○事務局

報告第3号、3年ごとの相続税の納税猶予継続届けの際に必要な証明です。

- ・ 相続人（猶予者）が被相続人から農地を相続後、引き続き農業経営を行っていること。
- ・ 相続税猶予適用農地となっている農地を、農業の用に供していること。

が証明要件となっています。

よって、記載の確認事項を事務局及び地元農業委員による農業経営状況について確認した結果、1番西大村の相続人は適格であり、農業委員会会長専決にて、記載の日付で証明書を交付したことを報告します。

○議長

それでは、報告第3号について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第3号を終わります。

次に、17ページ。報告第4号「納税猶予に係る特例農地等利用状況確認報告書について（相続税）」を、事務局から説明をお願いします。

○事務局

本件は、相続税猶予開始から20年経過するものについて、税務署から特例農地の利用状況確認依頼がなされたものです。

依頼のあった当該報告書について、記載の確認事項を事務局及び地元農業委員による農業経営状況について確認した結果、1番福重の相続人は、適格に農業経営を行っていると判断されましたので、農業委員会会長専決にて、記載の日付で税務署に報告書を提出したことを報告します。

○議長

それでは、報告第4号について、何かご意見・ご質問はありませんか。
＜質疑なし＞

○議長

報告第4号を終わります。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。

○議長

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。